

令和6年6月28日

第1回 富谷市地域公共交通活性化協議会 資料

目 次

富谷市地域公共交通活性化協議会設置の背景と目的	1
富谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱	2
富谷市地域公共交通活性化協議会委員名簿	3
富谷市地域公共交通計画の位置づけ	4
富谷市地域公共交通計画に関連する計画	5
富谷市地域公共交通計画を構成する項目	8
計画策定のスケジュール	9

1 | 富谷市地域公共交通活性化協議会設置の背景と目的

設置の背景と目的

- 富谷市では、都市・地域総合交通戦略要綱に基づき、平成31年10月から「富谷市総合交通検討委員会」を設置し、「住みたくなるまち日本一」にふさわしい交通環境の実現に向けて、令和元年度に「富谷市都市・地域総合交通戦略(基本計画)」を策定し、各種交通施策の展開を図ってきております。
- そのような中、令和2年には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「地域交通法」という。)」の一部が改正され、地方公共団体が中心となり、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとして「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されております。
- この「地域公共交通計画」の作成及び関連する計画について、広く意見を求めるとともに計画作成の協議等を行うため、これまでの「富谷市総合交通検討委員会」にかわる法定協議会として、新たに「富谷市地域公共交通活性化協議会」を設置するものです。

協議会の構成員と主な役割

構成員	主な役割
市町村	<ul style="list-style-type: none">市町村としての方針を提示地域活性化やまちづくり等の立場からの発言
都道府県	<ul style="list-style-type: none">市町村の境界を越えた広域的な視点での助言
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none">日頃から感じている利用する上での課題、困ったことを伝える地域の視点から、公共交通に関する課題や必要な取組を提案
交通事業者	<ul style="list-style-type: none">公共交通運行の当事者としての助言ノウハウを活かした企画立案
道路管理者	<ul style="list-style-type: none">道路管理上の観点から助言
公安委員会・警察	<ul style="list-style-type: none">交通保安上の観点から助言
学識経験者	<ul style="list-style-type: none">交通やそれに関連する分野の有識者としてアドバイス
運輸局・支局	<ul style="list-style-type: none">地域の公共交通のあり方について助言

2 | 富谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画及び関連する計画（以下「交通計画」という。）の作成又は変更及び実施に関する協議を行い、もって本市における交通政策の推進を図るため、同法第6条第1項の規定に基づき富谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本市の交通政策に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係機関又は本市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長については、会長が指名する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集することが困難なとき、その他やむを得ない事情があるとき又は軽微な事項について協議する場合であつて、会議を招集する暇がないと認めるときは、委員に期日を定めた書面を送付し、委員の過半数が当該期日までに回答することをもって会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、富谷市企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

3 | 富谷市地域公共交通活性化協議会委員名簿

※敬称は省略しております

○委員

No.	職名	所属等	氏名
1	委員	富谷市長	若生 裕俊
2	委員	公立大学法人 宮城大学 教授	徳永 幸之
3	委員	東北運輸局 宮城運輸支局 首席運輸企画専門官	関澤 京子
4	委員	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 仙台東国道維持出張所長	吉田 敬
5	委員	宮城県 企画部 地域交通政策課長	関 剛史
6	委員	宮城県 仙台土木事務所 道路部 総括次長	佐藤 雅之
7	委員	仙台市 都市整備局 総合交通政策部 交通政策課長	佐藤 桂
8	委員	宮城県 大和警察署 交通課長	西川 和宏
9	委員	大和町 まちづくり政策課長	遠藤 秀一
10	委員	宮城交通 株式会社 営業部次長兼計画課長	鈴木 俊介
11	委員	仙台富士交通 株式会社 取締役	多田 康則
12	委員	一般社団法人 宮城県タクシー協会 大崎支部 理事	中村 信男
13	委員	社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会 事務局長	菅原 順子
14	委員	鷹乃杜町内会 会長	門間 とも子
15	委員	杜乃橋一丁目町内会 会長	郷古 直子
16	委員	富谷ユネスコ協会 会長	増田 恵美子
17	委員	富谷市健康推進委員会 会長	大泉 加津江
18	委員	公益社団法人 富谷市シルバー人材センター	岡崎 ミチ子
19	委員	公益社団法人 富谷市シルバー人材センター	戸根 美津子
20	委員	富谷市立富谷中学校 校長	武藤 裕子
21	委員	富谷市立富谷中学校 PTA会長	星 貴美子
22	委員	富谷市立日吉台小学校 教頭	高橋 幸恵

○オブザーバー

役職	所属等	氏名
オブザーバー	株式会社Wasshoi Lab 代表取締役	齊藤 良太
オブザーバー	株式会社1038 代表取締役	会津 聡人

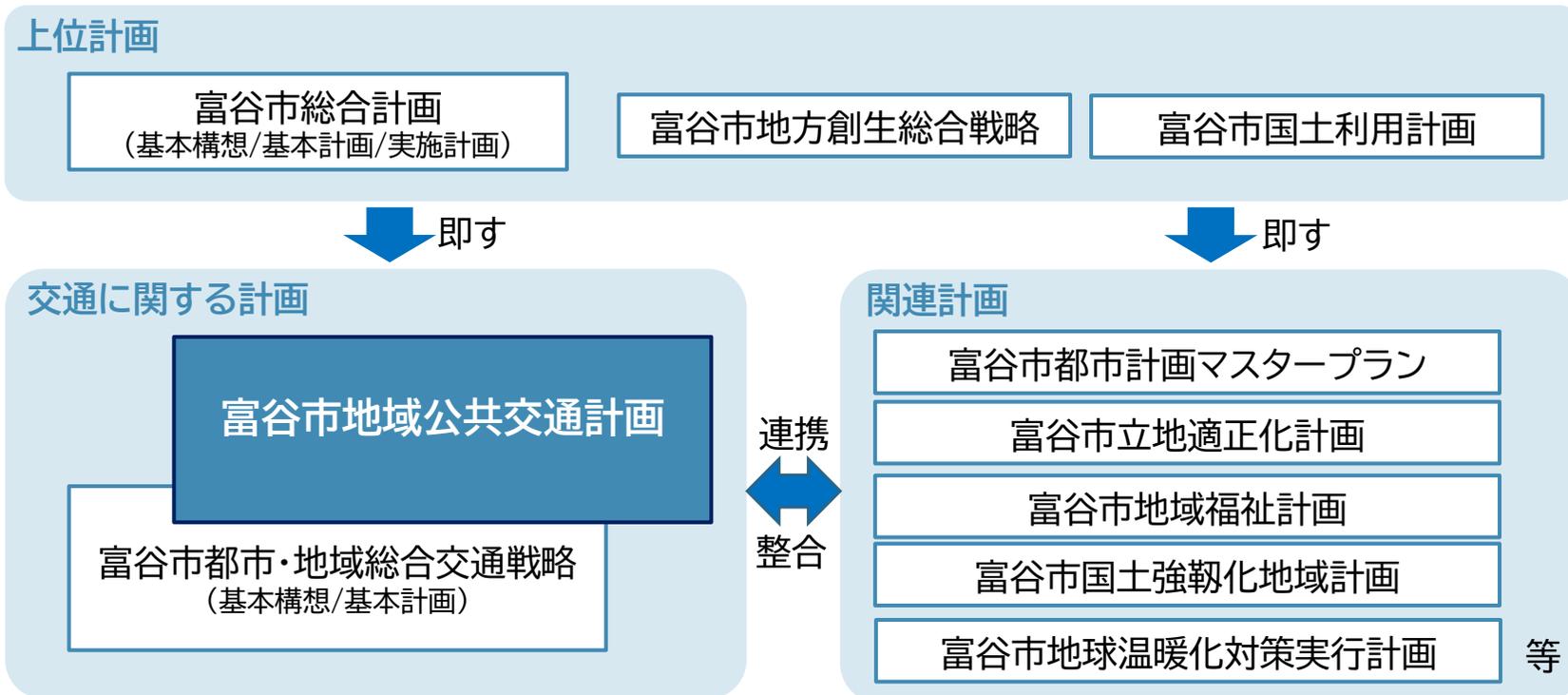
○事務局

役職	所属等	氏名
事務局	富谷市企画部長	櫻尾 浩和
事務局	富谷市企画部企画政策課長	高清水 英樹
事務局	富谷市企画部企画政策課 交通政策推進室長	葛西 圭二
事務局	富谷市企画部企画政策課 課長補佐	日野 節子
事務局	富谷市企画部企画政策課 主事	佐藤 貴志
事務局	富谷市企画部企画政策課 主事	大迫 由奈

4 | 富谷市地域公共交通計画の位置づけ

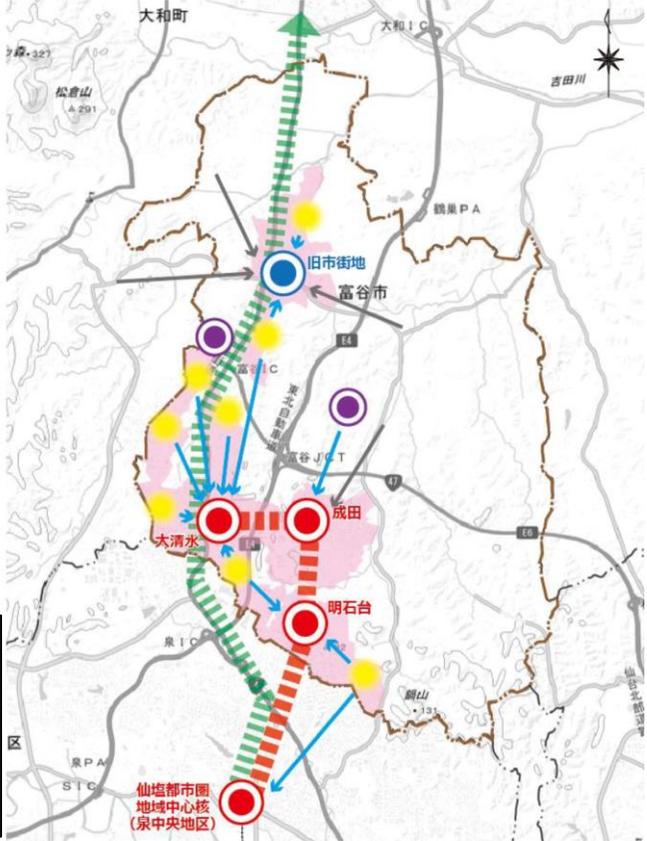
計画の位置付け

- 本計画は、「富谷市総合計画」及び「富谷市国土利用計画」を上位計画とし、当該計画との整合を図るとともに、本計画の根拠となる「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に示される国の方針等に準拠します。
- 「地域公共交通計画」は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランであり、少子高齢化の進行やアフターコロナにおける生活形態の多様化、本市や黒川圏域における大規模な半導体産業の集積等、新たな課題にも対応した計画内容にするとともに、法律に基づく計画を策定することにより、国からの財政面などの支援を受けながら公共交通施策を進めることが可能となります。
- また、「富谷市都市計画マスタープラン」及び「富谷市立地適正化計画」をはじめ、まちづくりや医療、福祉、教育などの分野で策定する計画を関連計画として、これらに示される施策・事業と適切に連携を図りながら本計画を推進します。



5 | 富谷市地域公共交通計画に関連する計画

富谷市都市・地域総合交通戦略の概要

項目	主な内容
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度～令和11年度（2020年度～2029年度）
基本方針、将来像、 将来の都市構造	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>【基本方針】 「住みたくなるまち日本一」に ふさわしい交通環境の実現</p> <p>【将来像1】 さまざまな選択肢のある環境負荷の 少ない交通環境の実現(マイカー依存からの脱却)</p> <p>【将来像2】 あらゆる世代の人がいきいきと活動 できる交通環境の実現(高齢化社会への対応)</p> <p>【将来像3】 都市部、郊外部にすばやくアクセスで きる交通環境の実現(地域間交流・連携の強化)</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>【将来の都市構造】</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 都市拠点 ● : 地域拠点 ● : 産業拠点 ● : 住宅団地 : 市街地 : 都市主軸 : 都市副軸 ← : 拠点への ← : 地域内交通 </div> </div>
戦略の柱	<p>【戦略の柱1】 広域交通として「移動しやすい交通環境」の取組み</p> <p>【戦略の柱2】 広域交通への接続と市内移動環境として「お出かけしやすい交通環境」の取組み</p> <p>【戦略の柱3】 多様な関係者の協働による「分かりやすく使いたくなる交通環境」の取組み</p>

5 | 富谷市地域公共交通計画に関連する計画

富谷市都市計画マスタープランの概要

項目	主な内容
計画期間	・ 令和6年度～令和17年度（2024年度～2035年度）
都市の将来像・まちづくりの方針	未来へつながる田園都市 ～都市と自然が調和するまちづくり～
基本目標	1)田園都市構造を活かした都市づくり 2)高齢になっても暮らしやすい都市づくり 3)環境に配慮した都市づくり 4)多様な暮らしが楽しめる都市づくり 5)発展する産業を支える都市づくり 6)多様な主体との連携による都市づくり 7)誰もが安全に暮らせる都市づくり
公共交通に関する方針	【部門別方針】 (4)公共交通 ②目指す方向性 1)さまざまな選択肢のある環境負荷の少ない交通環境の実現を目指します。 2)あらゆる世代の人がいきいきと活動できる交通環境の実現を目指します。 3)都市部、郊外部にすばやくアクセスできる交通環境の実現を目指します。 ③基本的な方針 ■幹線交通の強化 ■公共交通利用のしやすさの向上 ■環境負荷の軽減に向けて ■フィーダー交通の充実 ■移動しやすい交通環境の整備

6 | 富谷市地域公共交通計画を構成する項目

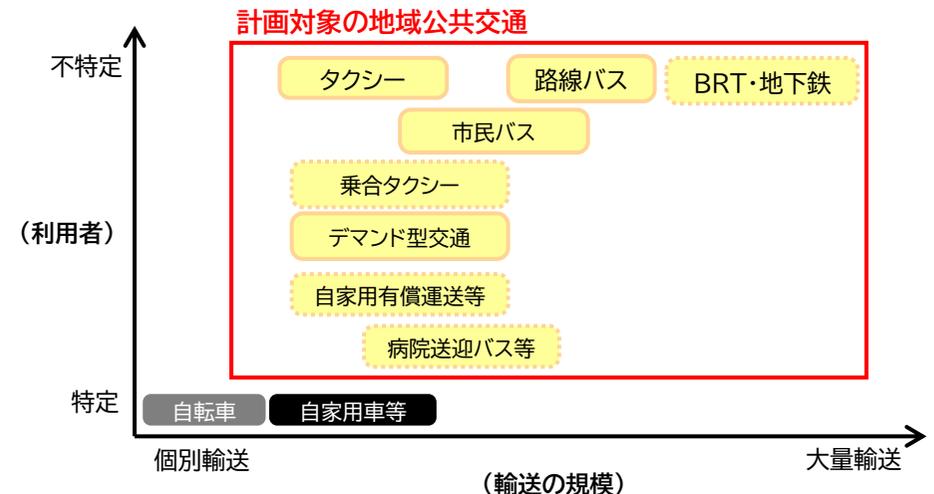
【地域公共交通計画の構成案】

- はじめに
 - 1.1 目的
 - 1.2 本計画の位置づけ及び関連する計画
 - 1.3 計画の区域
 - 1.4 計画の期間
 - 1.5 計画の対象とする交通モード
 - 1.6 SDGs(持続可能な開発目標)との関係性
- 公共交通に関する現状と課題の整理
 - 2.1 富谷市の公共交通及び公共交通をとりまく現状
 - 2.2 富谷市の公共交通の課題
- 公共交通に関する目標及び基本方針の検討
 - 3.1 公共交通に関する目標
 - 3.2 公共交通に関する基本方針
- 将来の公共交通ネットワークの検討
 - 4.1 公共交通ネットワークの整理
 - 4.2 将来の公共交通ネットワークの構築
- 公共交通の目標達成に向けた施策の検討
 - 5.1 地域公共交通計画の取組内容
 - 5.2 施策概要及び取組方針
- 各種施策の評価指標の検討
 - 6.1 計画の評価指標
 - 6.2 推進体制

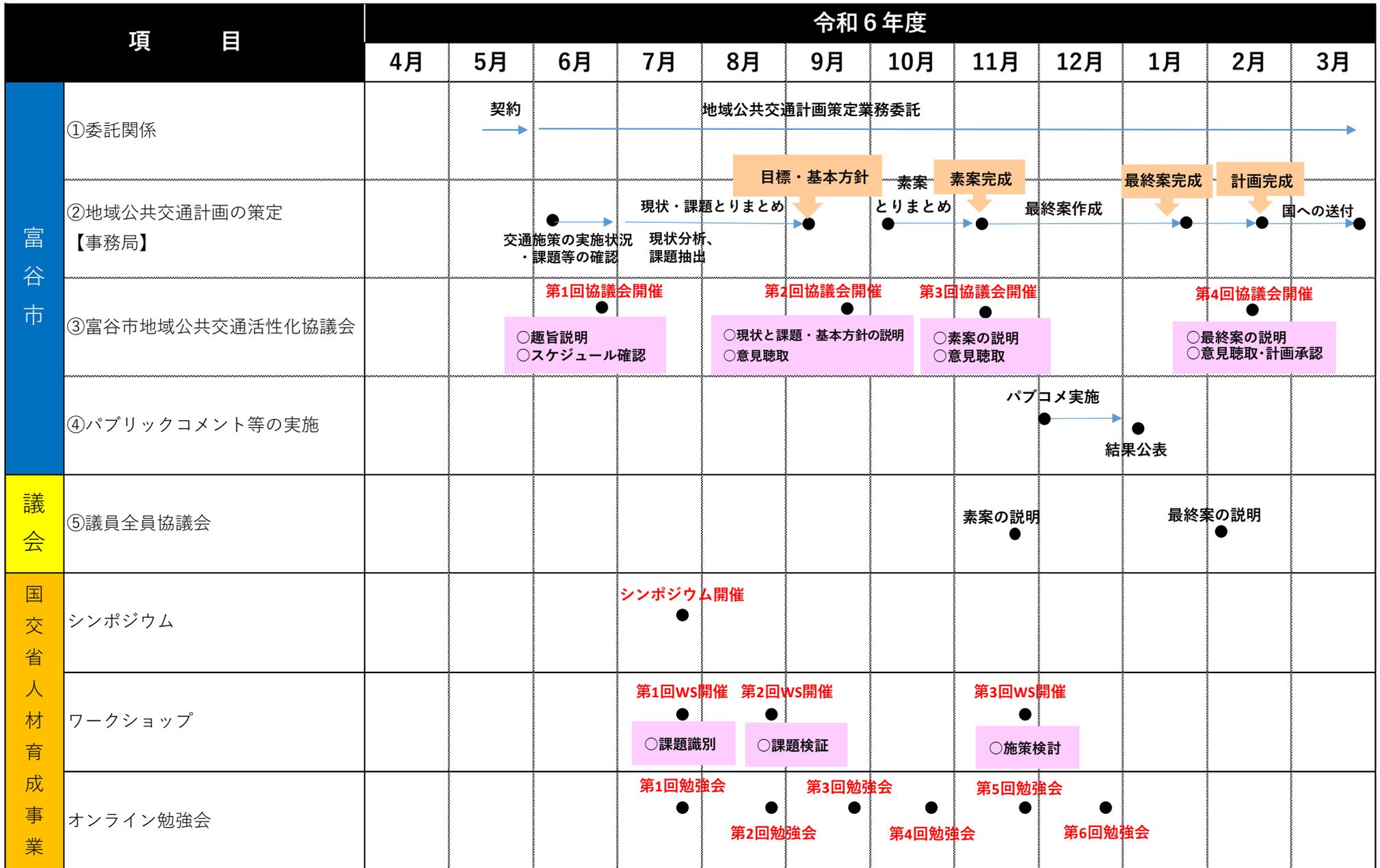
地域公共交通計画の記載事項

- ①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②地域公共交通計画の区域
- ③地域公共交通計画の目標
- ④前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

計画の対象とする交通モード(案)



7 | 計画策定のスケジュール



7 | 計画策定のスケジュール

協議会の開催スケジュール

今回

第1回 富谷市地域公共交通活性化協議会 | R6.6.28 開催

- ◆ 協議会設置の背景と目的
- ◆ 地域公共交通計画の位置づけ、関連する計画、計画を構成する項目
- ◆ 計画策定のスケジュール

第2回 富谷市地域公共交通活性化協議会 | R6.9月下旬 開催予定

- ◆ 公共交通に関する現状と課題、目標・基本方針について
- ◆ 意見聴取

第3回 富谷市地域公共交通活性化協議会 | R6.11月中旬 開催予定

- ◆ 富谷市地域公共交通計画(素案)について
- ◆ 意見聴取
- ◆ パブリックコメントの実施方針について

第4回 富谷市地域公共交通活性化協議会 | R7.2月中旬 開催予定

- ◆ 富谷市地域公共交通計画(案)について
- ◆ 今後のスケジュールについて

富谷市地域公共交通計画 策定

交通施策の実施状況、課題等の確認

現状分析、課題抽出

公共交通に関する目標・基本方針の検討

富谷市地域公共交通計画(素案)の作成

パブリックコメントの実施

富谷市地域公共交通計画(案)の作成